

令和2年度 市民税・県民税申告の手引き

釜石市役所 税務課 市民税係

市や県は、市民の皆さんの日常生活に深く結びついた多くの市民サービスを行っています。市民税・県民税は、そのために必要な費用の一部として、市民の皆さんに所得に応じて負担していただく、地域を支える大切な税金です。

国民健康保険税・各種保険料の算定、医療給付などの各種助成金や公営住宅などの各種手続きで必要となる場合がありますので、忘れずに申告を行ってください。

○申告受付日程

令和2年2月12日(水)から令和2年3月16日(月)まで

| 月 | 日 | 曜日 | 対象地区 | 申告会場 | 受付時間 |
|----|----|-----------------------|---------------------|-------------|---|
| 2 | 12 | 水 | 野田町、小佐野町 | 小佐野コミュニティ会館 | 〈午前の部〉 9時から 11時30分まで 〈午後の部〉 13時から 16時まで |
| | 13 | 木 | 定内町、礼ヶ口町、新町、住吉町 | | |
| | 14 | 金 | 小川町、桜木町、甲子町第15～16地割 | | |
| | 17 | 月 | 甲子町第1～4地割 | 甲子公民館 | |
| | 18 | 火 | 甲子町第5～8地割 | | |
| | 19 | 水 | 甲子町第9～10地割 | | |
| | 20 | 木 | 栗林町 | 橋野ふれあいセンター | |
| | 21 | 金 | 橋野町 | | |
| | 25 | 火 | 鵜住居町 | 鵜住居公民館 | |
| | 26 | 水 | 片岸町、両石町、箱崎町 | | |
| 27 | 木 | 唐丹町(小白浜、片岸、川目、山谷) | 唐丹公民館 | | |
| 28 | 金 | 唐丹町(花露辺、本郷、大曾根、荒川、大石) | | | |
| 3 | 2 | 月 | 平田第1～9地割 | 平田集会所 | 〈午前の部〉 9時30分から 11時30分まで 〈午後の部〉 13時から 16時まで |
| | 3 | 火 | 休み | | |
| | 4 | 水 | 市内全域 | シープラザ釜石 | |
| | 5 | 木 | | | |
| | 6 | 金 | | | |
| | 7 | 土 | | | |
| | 8 | 日 | 市内全域 | シープラザ釜石 | |
| | 9 | 月 | | | |
| | 10 | 火 | | | |
| | 11 | 水 | | | |
| | 12 | 木 | | | |
| | 13 | 金 | | | |
| | 14 | 土 | 休み | | |
| | 15 | 日 | 市内全域 | シープラザ釜石 | |
| | 16 | 月 | | | |

- ・なるべく対象地区の申告会場で申告するようお願いします。都合が悪い場合は、対象地区以外の会場でも申告できます。
- ・3月4日(水)、8日(日)、15日(日)の3日間は混雑が予想されますのであらかじめご了承ください。
- ・シープラザ釜石は設備の保安・警備の都合上、午前9時までは入館できません。
- ・上記の期間中は市役所税務課窓口で申告受付は行いませんので申告会場へご来場ください。

○問い合わせ先

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3-9-13 釜石市役所 税務課 市民税係
Tel.0193-22-2111(代表)・0193-27-8417(税務課直通) 内線141・142

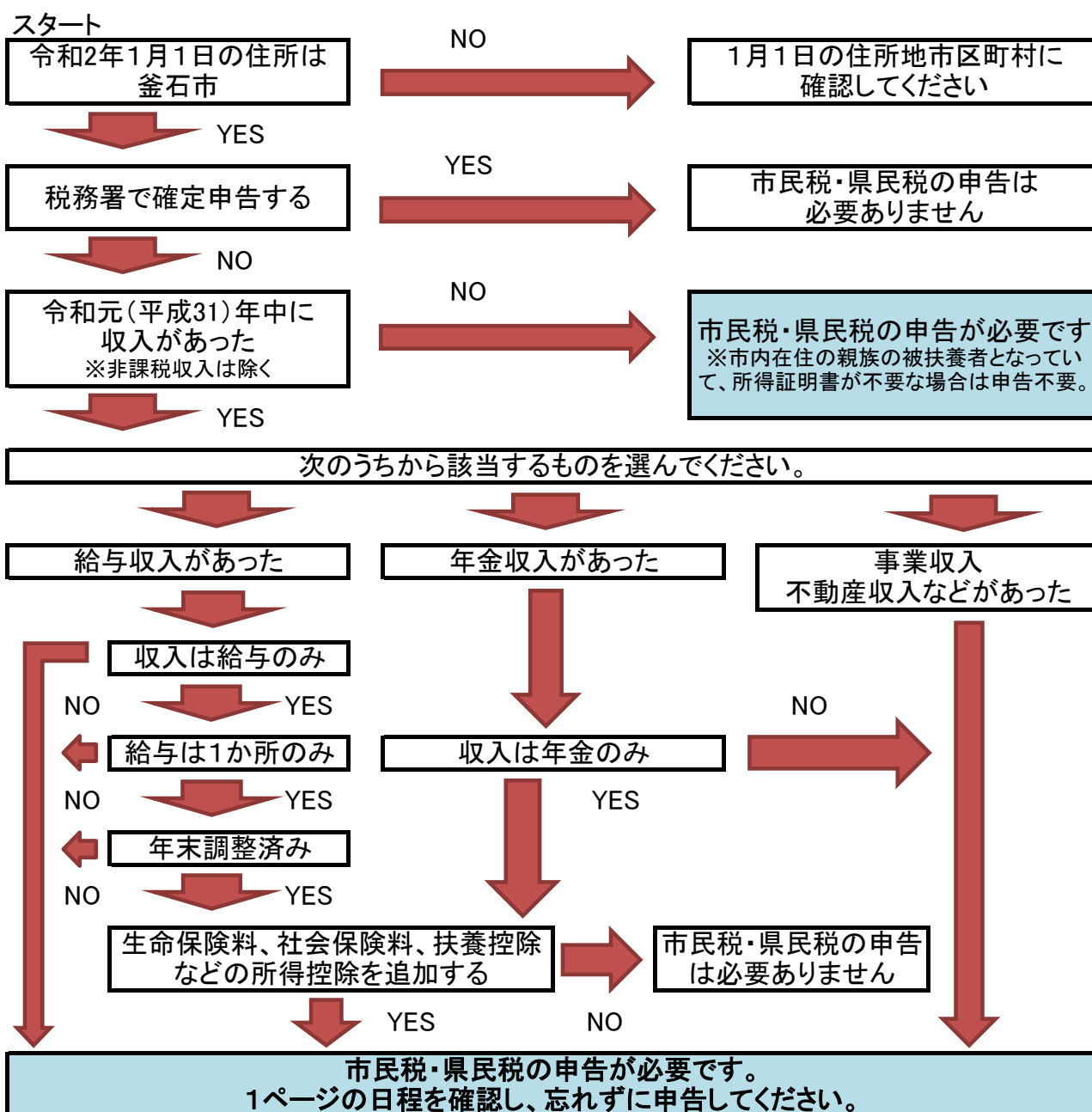
○申告が必要な人

令和2年1月1日に釜石市に住所がある人で、次のいずれかに該当する人

※ただし、所得税の確定申告をされた人は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。
(上場株式等の譲渡所得や配当所得において、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択する場合を除く)

- ① 営業、農業、不動産、雑所得、生命保険金(一時所得)等の収入があった人
- ② 給与収入のみの人で
 - ・給与支払報告書が事業所から市に提出されていない人(事業所にご確認ください)
 - ・年末調整をしていない給与収入がある人
- ③ 生命保険料控除、医療費控除等の各種所得控除を申告する人
- ④ 収入がなかった(失業中)、または非課税収入(遺族・障害年金、失業保険等)のみの人で
 - ・市内在住のどなたの扶養親族にもなっていない人
 - ・どなたかの扶養親族になっている人でも令和2年度の税務証明書が必要な人

○申告フローチャート



○申告に必要なもの

申告する前に必要なものをチェック☑しましょう。

- 印鑑(スタンプ印は不可)
 - 収入や経費が分かるもの(給与や年金の源泉徴収票、売り上げ明細、経費の領収書など)
 - 各種控除に必要な領収書または証明書
 - 申告者のマイナンバーカード(写しでも可)
(マイナンバー通知カード + 運転免許証や保険証などの本人確認書類でも可)
 - 同一生計配偶者、配偶者特別控除に該当する配偶者、扶養親族及び事業専従者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(写しでも可)
 - 申告者本人名義の振込先口座番号の分かるもの(所得税の還付がある場合のみ必要)
 - 利用者識別番号が分かるもの(税務署からの申告案内のハガキや書類が届いた場合のみ)
- ※ 同一生計配偶者とは、合計所得が38万円以下の生計を一にする配偶者です。
 ※ 利用者識別番号は16桁の番号で確定申告に必要な番号です。マイナンバーとは異なりますのでご注意ください。

○申告にあたってのお願い

2ページ『○申告が必要な人』の④に該当する人に限り、郵送でも申告を受け付けます。

郵送で申告をする場合、申告書に以下の項目を記入して氏名欄に押印(スタンプ印不可)のうえ提出してください。

| |
|---------------------------|
| ・ 令和2年1月1日の住所 |
| ・ 現住所(令和2年1月1日の住所と異なる人のみ) |
| ・ 氏名 |
| ・ 生年月日 |
| ・ 電話番号 |
| ・ 『1前年中に課税対象となる収入がなかった方』欄 |

※ 申告会場は非常に混雑しますので、事業(農業)所得など収支計算の必要な所得を申告する人、医療費控除を受ける人は、収支内訳書の作成や領収書の集計をあらかじめ済ませてからご来場ください。集計が済んでいないと申告受付にご案内できませんのでご注意ください。

○市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税の税額＝均等割の額＋所得割の額

- ☆ 均等割の額＝所得(収入－経費)が以下の金額(【 】の額)より大きければ、一律6,000円
- ・ 家族数(本人と同一生計配偶者と扶養親族の合計数)が1人の場合 【280,000円】
 - ・ 家族数が2人以上の場合 【280,000円×家族数＋168,000円】

| 項 目 | 市民税 | 県民税 |
|-------|--------|--------|
| 均 等 割 | 3,500円 | 2,500円 |

- ☆ 所得割の額＝[所得(収入－経費)－所得控除]×税率(以下の表のとおり)－税額控除

| 項 目 | 市民税 | 県民税 | |
|---|-------------|------|------|
| 所 得 割 | 6% | 4% | |
| 分 離 課 税 | 長期譲渡所得割(一般) | 3% | 2% |
| | 短期譲渡所得割(一般) | 5.4% | 3.6% |
| 分離課税には、他にも株式に係る譲渡所得や山林所得などの税率がそれぞれあります。 | | | |

○収入金額等と所得金額について

下記を参考に収入金額と所得金額を記入してください。

| 所得の種類 | 収入 記入欄 | 所得 記入欄 | 裏面 記入欄 | 概 要 | 計 算 方 法 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|---|--|
| 事業(営業等) | ア | ① | 8 | 卸売業・小売業・漁業のほか、外交員・大工などの個人事業の収入 | 事業によって得た収入から必要経費を差し引いて所得を計算(収支内訳書の作成が必要です) |
| 事業(農業) | イ | ② | | 農産物の生産・栽培や家畜の飼育などの収入 | |
| 不動産 | ウ | ③ | | 家、アパート、事務所の家賃や駐車場代などの収入 | |
| 利子 | エ | ④ | / | 公社債・預貯金の利子などの収入 | 必要経費がないため、収入金額と所得は同じ金額 |
| 配当 | オ | ⑤ | 9 | 法人から受ける剰余金の配当や投資信託の収益の分配などの収入 | 収入から株式の元本の取得に要した負債の利子を差し引いて所得を計算 |
| 給与 | カ | ⑥ | 7 | 給料(アルバイト、パートも含む)、賞与、専従者給与などの収入 | 収入から給与所得控除額を差し引いて所得を計算(5ページ別表1参照) |
| 雑 (公的年金等) | キ | ⑦ | / | 国民年金、厚生年金などの公的年金収入(遺族年金・障害年金は除く) | 収入から公的年金等控除額を差し引いて所得を計算(5ページ別表2参照) |
| 雑 (その他) | ク | | 10 | 個人年金・シルバー人材センター配分金など他の所得に当てはまらない収入 | 収入から必要経費を差し引いて所得を計算 |
| 総合譲渡 (短期) | ケ | ⑧ | 11 | 機械、車両、船舶などの資産の譲渡による収入 ※譲渡した年の1月1日時点で所有期間が5年を超えると長期、それ以外は短期 | 収入から譲渡資産の取得費や名義変更に要する費用など必要経費を差し引いて所得を計算 |
| 総合譲渡 (長期) | コ | | | | |
| 一時 | サ | | | 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など一時的な収入 | 収入から必要経費と特別控除を差し引き所得を計算 |
| 合計所得 | / | ⑨ | / | / | ①～⑧の合計 |

不動産や株式を譲渡した場合、山林を伐採し譲渡した場合なども課税の対象(分離課税)になります。詳しくは市役所税務課までお問合せください。

給与所得金額の速算表(別表1)

| 給与収入金額(円) | 給与所得金額(円) |
|------------------------------------|-----------------|
| ～650,999 | 0 |
| 651,000～1,618,999 | A-650,000 |
| 1,619,000～1,619,999 | 969,000 |
| 1,620,000～1,621,999 | 970,000 |
| 1,622,000～1,623,999 | 972,000 |
| 1,624,000～1,627,999 | 974,000 |
| 1,628,000～1,799,999 | B×4×0.6 |
| 1,800,000～3,599,999 | B×4×0.7-180,000 |
| 3,600,000～6,599,999 | B×4×0.8-540,000 |
| 6,600,000～9,999,999 | A×0.9-1,200,000 |
| 10,000,000～ | A-2,200,000 |
| A: 給与収入金額 B: Aを4で割り千円未満の端数を切り捨て | |

公的年金等所得金額の速算表(別表2)

| 65歳未満(S30.1.2以降生まれ) | |
|---------------------|------------------|
| 年金収入金額(円) | 年金所得金額(円) |
| ～700,000 | 0 |
| 700,001～1,299,999 | A-700,000 |
| 1,300,000～4,099,999 | A×0.75-375,000 |
| 4,100,000～7,699,999 | A×0.85-785,000 |
| 7,700,000～ | A×0.95-1,555,000 |
| A: 年金収入金額 | |

| 65歳以上(S30.1.1以前生まれ) | |
|---------------------|------------------|
| 年金収入金額(円) | 年金所得金額(円) |
| ～1,200,000 | 0 |
| 1,200,001～3,299,999 | A-1,200,000 |
| 3,300,000～4,099,999 | A×0.75-375,000 |
| 4,100,000～7,699,999 | A×0.85-785,000 |
| 7,700,000～ | A×0.95-1,555,000 |
| A: 年金収入金額 | |

○所得から差し引かれる金額について

以下を参考に『4所得から差し引かれる金額に関する事項』及び『5所得から差し引かれる金額』を記入してください。

社会保険料控除(記入欄⑩)

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから天引きされた場合に控除が受けられます。

領収書や控除証明書等支払った金額が分かるものを提示してください。

【控除額＝支払った社会保険料の金額】

※ 納期限が到来した社会保険料でも実際に納付していないものは含みません。

※ 配偶者、または生計を一にするその他の親族の年金から天引きされている『介護保険料』や『国民健康保険料(税)』『後期高齢者医療保険料』は、あなたの控除の対象になりませんのでご注意ください。

小規模企業共済等掛金控除(記入欄⑪)

次の掛金を支払った場合に控除が受けられます。支払った掛金の証明書等の提示が必要です。

【控除額＝支払った掛金の金額】

| |
|----------------------------------|
| ① 小規模企業共済掛金(旧第2種共済契約を除く) |
| ② 地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金 |
| ③ 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 |

生命保険料控除(記入欄⑫)

生命保険料などをあなたが支払った場合に控除が受けられます。
 一般生命保険料、介護保険料、個人年金に区分され、保険会社が発行する控除証明書が必要です。

| 新契約(平成24年1月1日以後に契約) | |
|---------------------|----------------|
| 支払金額(円) | 控除額(円) |
| 12,000以下 | 支払額全額 |
| 12,001～32,000 | 支払額×1/2+6,000 |
| 32,001～56,000 | 支払額×1/4+14,000 |
| 56,001以上 | 28,000 |

| 旧契約(平成23年12月31日以前に契約) | |
|-----------------------|----------------|
| 支払金額(円) | 控除額(円) |
| 15,000以下 | 支払額全額 |
| 15,001～40,000 | 支払額×1/2+7,500 |
| 40,001～70,000 | 支払額×1/4+17,500 |
| 70,001以上 | 35,000 |

- ※ 一般生命保険料と個人年金については新契約と旧契約があります。介護保険料は新契約のみで旧契約はありません。
- ※ 一般生命保険料と個人年金について新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合は、両方の控除額を合計しますが、上限は2万8千円です。
- ※ 3つの区分の控除額を合計しますが、上限は7万円です。
- ※ 控除額の計算で1円未満の端数がある場合は端数を切り上げます。

地震保険料控除(記入欄⑬)

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合に控除が受けられます。保険会社が発行する控除証明書が必要です。

| 地震保険料 | |
|----------|---------|
| 支払金額(円) | 控除額(円) |
| 50,000以下 | 支払額×1/2 |
| 50,001以上 | 25,000 |

| 旧長期損害保険料 | |
|--------------|---------------|
| 支払金額(円) | 控除額(円) |
| 5,000以下 | 支払額全額 |
| 5,001～15,000 | 支払額×1/2+2,500 |
| 15,000以上 | 10,000 |

- ※ 控除額を合計しますが、上限額は2万5千円です。
- ※ 控除額の計算で1円未満の端数がある場合は端数を切り上げます。
- ※ 旧長期損害保険料とは、平成18年末までに契約し保険期間や共済期間が10年以上で満期返戻金があり、かつ、平成19年1月1日以後に契約を変更していないものです。
- ※ 1つの契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれか一方の保険料の支払金額のみ適用できます。

寡婦(寡夫)控除(記入欄⑭)

あなたが、令和元年12月31日時点で寡婦または寡夫である場合に26万円の控除が受けられます。

| 要件の区分 | 寡婦の要件 | | 寡夫の要件 |
|----------|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 死別・離別の区分 | 夫と死別もしくは離別後婚姻していない人、または夫の生死が明らかでない人 | 夫と死別後婚姻していない人、または夫の生死が明らかでない人 | 妻と死別もしくは離別後婚姻していない人、または妻の生死が明らかでない人 |
| 扶養親族の有無 | 扶養親族を有している、または生計を一にする子を有している | 扶養親族の有無は問わない | 生計を一にする子を有している |
| 所得制限 | 所得制限なし | 前年の合計所得が500万円以下であること | |

※ 子が扶養親族で、前年の合計所得が500万円以下の寡婦は30万円の控除が受けられません。

勤労学生控除(記入欄⑮)

あなたが令和元年12月31日時点で学生で以下の3つの要件すべてを満たしている場合に26万円の控除が受けられます。在学証明書を提示してください。

| | |
|---|-----------------------------|
| ① | 自分の勤労に基づく給与所得等がある |
| ② | 合計所得が65万円以下である |
| ③ | 合計所得のうち給与所得等以外の所得が10万円以下である |

※ 給与所得等とは事業所得、給与所得、退職所得、または雑所得です。

障害者控除(記入欄⑯)

あなたや同一生計配偶者または扶養親族が令和元年12月31日時点で障害者である場合に控除が受けられます。手帳または市区町村長等の認定書を提示してください。

| | 要件 | 控除額 |
|-------|--|--------------------------|
| 障害者 | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等が交付されている人 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるとして市区町村長等の認定を受けている人 | 26万円 |
| 特別障害者 | 身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳、療育手帳A等が交付されている人 65歳以上の方で障害の程度が特別障害者に準ずるとして市区町村長等の認定を受けている人 常に就床し、複雑な介護を受けている人 | 30万円 (同居特別障害者の場合53万円) |

※ 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人です。

配偶者控除(記入欄⑰)

あなたに同一生計配偶者がいる場合、以下の表に該当すれば控除が受けられます。
配偶者特別控除や事業専従者控除と重複して控除を受けることができません。

| あなたの合計所得 | 控除額 | |
|-----------------|---------|-----------|
| | 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 900万円以下 | 33万円 | 38万円 |
| 900万円超950万円以下 | 22万円 | 26万円 |
| 950万円超1,000万円以下 | 11万円 | 13万円 |
| 1,000万円超 | 適用なし | 適用なし |

- ※ 他の人と重複して控除を受けることはできません。
- ※ 同一生計配偶者とは、合計所得が38万円以下であなたと生計を一にする配偶者です。
- ※ 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。
- ※ 老人控除対象配偶者とは控除対象配偶者のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた人です。
- ※ 配偶者の個人番号(マイナンバー)を記載してください。
- ※ 配偶者とは民法に規定する配偶者であり、いわゆる内縁関係にある人は該当しません。
- ※ 配偶者がどなたかの事業専従者となっている場合は控除を受けることができません。

配偶者特別控除(記入欄⑱)

あなたと配偶者の合計所得に応じて控除が受けられます。

あなたの合計所得が900万円以下

| 配偶者合計所得 | 控除額 |
|---------------|------|
| 38万円超90万円以下 | 33万円 |
| 90万円超95万円以下 | 31万円 |
| 95万円超100万円以下 | 26万円 |
| 100万円超105万円以下 | 21万円 |
| 105万円超110万円以下 | 16万円 |
| 110万円超115万円以下 | 11万円 |
| 115万円超120万円以下 | 6万円 |
| 120万円超123万円以下 | 3万円 |

あなたの合計所得が900万円超950万円以下

| 配偶者合計所得 | 控除額 |
|---------------|------|
| 38万円超90万円以下 | 22万円 |
| 90万円超95万円以下 | 21万円 |
| 95万円超100万円以下 | 18万円 |
| 100万円超105万円以下 | 14万円 |
| 105万円超110万円以下 | 11万円 |
| 110万円超115万円以下 | 8万円 |
| 115万円超120万円以下 | 4万円 |
| 120万円超123万円以下 | 2万円 |

あなたの合計所得が950万円超1,000万円以下

| 配偶者合計所得 | 控除額 |
|---------------|------|
| 38万円超90万円以下 | 11万円 |
| 90万円超95万円以下 | 11万円 |
| 95万円超100万円以下 | 9万円 |
| 100万円超105万円以下 | 7万円 |
| 105万円超110万円以下 | 6万円 |
| 110万円超115万円以下 | 4万円 |
| 115万円超120万円以下 | 2万円 |
| 120万円超123万円以下 | 1万円 |

- ※ この控除の対象となる配偶者は同一生計配偶者に該当するものではありません。
- ※ 配偶者の個人番号(マイナンバー)を記載してください。
- ※ 配偶者とは民法に規定する配偶者であり、いわゆる内縁関係にある人は該当しません。
- ※ 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- ※ 配偶者がどなたかの事業専従者になっている場合は控除を受けることができません。

扶養控除(記入欄⑱)

あなたに扶養親族がいる場合に控除が受けられます。

| | 対象となる扶養親族 | 控除額 |
|-------|--|------|
| 特定扶養 | 平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた人 | 45万円 |
| 老人扶養 | 昭和25年1月1日以前に生まれた人 | 38万円 |
| 同居老親等 | 老人扶養のうち、あなたや配偶者の父、母、祖父母等で、あなたや配偶者と同居を常としている人 | 45万円 |
| 普通扶養 | 上記以外の扶養親族で平成16年1月1日以前に生まれた人 | 33万円 |
| 年少扶養 | 平成16年1月2日以降に生まれた人 | 0円 |

※ 他の人と重複して控除を受けることはできません。

※ 扶養親族とは、合計所得が38万円以下であなたと生計を一にしている配偶者以外の親族です。

※ 扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記載してください。

※ 別居(住民票上の住所が別)している場合は申告書裏面『13 別居の扶養親族等に関する事項』に必要事項を記入してください。

※ 扶養親族がどなたかの事業専従者になっている場合は控除を受けることができません。

雑損控除(記入欄㉒)

あなたや総所得金額等が38万円以下の配偶者、またはその他の親族で生計を一にする方が有する住宅や家財などが、災害や盗難などにより損害を受けた場合や、あなたが災害等に関連してやむを得ず支出をした場合、その金額に応じて控除が受けられます。

| |
|--|
| つぎのうちいずれが多いほうの金額が控除額となる (損害金額-保険金などで補てんされる金額=A) |
|--|

| |
|------------------|
| ① A-(総所得金額等×10%) |
|------------------|

| |
|---------------------|
| ② Aのうち災害関連支出の金額-5万円 |
|---------------------|

医療費控除(記入欄㉓)

あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に控除が受けられます。領収書の提示、もしくは医療費のお知らせまたは明細書の添付が必要です。

- ・ 医師による診療、治療費
- ・ 病院や指定介護老人福祉施設への入院費や入所費
- ・ 治療療養のための医薬品購入費などが該当します。

| |
|--|
| つぎのうちいずれが多いほうの金額が控除額となる (支払った医療費-保険金等で補てんされる金額=A) |
|--|

| |
|----------|
| ① A-10万円 |
|----------|

| |
|-----------------|
| ② A-(総所得金額等×5%) |
|-----------------|

※ いわゆる人間ドッグその他の健康診断等の費用は該当しません。ただし、健康診断により重大な疾病が発見され治療をした場合は、その健康診断の費用も医療費として申告することができます。

※ インフルエンザ等の予防接種の代金は医療費として申告することができません。

※ 控除額が200万円を超える場合は200万円を上限とします。

☆セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(記入欄㉓ 区分1記入)

あなたが健康の保持増進、疾病の予防として一定の取り組み(健康診断や予防接種、ガン検診など)を行い、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医薬品購入費が1万2千円を超える場合に控除が受けられます。購入したときの領収書または明細書と『健康の保持増進、疾病の予防として一定の取り組みを行ったこと』を証明するものが必要です。

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品は、その医薬品のパッケージに対象であることを示すマークがあります。こちらのマークが目印です。



- ※ 控除額が8万8千円を超える場合は8万8千円を上限とします。
- ※ この特例を選択した場合は、9ページに記載されている通常の医療費控除を受けることはできませんので注意してください。
- ※ この特例の対象商品である場合は領収書に記載されています。

○その他の事項について

事業専従者に関する事項(申告書裏面12)

事業専従者とはあなたと生計を一にする親族で以下の要件をすべて満たしているものです。

- | |
|---|
| ① 令和元年12月31日時点で15歳以上である |
| ② あなたの経営する事業に、その年を通じて6か月を超える期間専ら従事する親族である |

事業専従者1人につき、次の①、②のうちどちらか低い金額をその事業に係る金額の計算上必要経費(専従者控除)とみなすことができます。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 次に掲げる専従者の区分に応じて定める金額 |
| a: あなたの配偶者である事業専従者 86万円 |
| b: aに掲げる者以外の事業専従者 50万円 |
| ② 事業に係る所得金額を、事業専従者の数に1を加えた数で割った金額 |

寄附金に関する事項(申告書裏面16)

以下の団体等に2千円を超えて寄附した場合に控除が受けられます。寄附金の受領書などが必要です。※受領書などには税金の優遇措置が受けられる旨が記載されている場合があります。

- | |
|-------------------------|
| ・ 都道府県、市町村、特別区などの地方公共団体 |
| ・ 県内共同募金会 |
| ・ 県内日本赤十字社支部 |
| ・ その他特定の団体 |

☆ふるさと納税ワンストップ特例

地方公共団体(一部団体を除く)に寄附し、以下の要件をすべて満たす人が、寄附先の自治体に対し「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出することで、確定申告をせずにふるさと納税分の税額控除を受けることができます。この場合、所得税における控除相当額も含めて、市民税・県民税で控除するため、**所得税での控除は受けられません**。また、ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人で税申告することになった場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請した寄附金も含めて申告してください。

- | |
|--|
| ・ 確定申告書を提出する義務がないと見込まれる人 |
| ・ 寄附金税額控除以外に申告する必要がないと見込まれる人(給与以外の収入や、医療費控除などの控除を申告予定の人は該当しません。) |
| ・ ふるさと納税の寄附を行った地方公共団体数が5以下である人 |